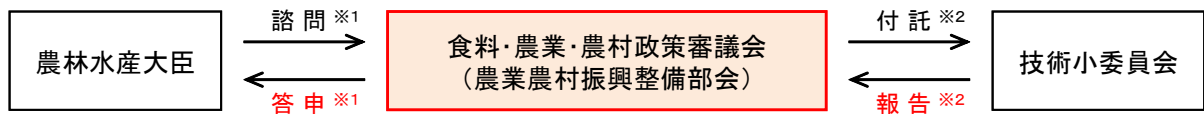


土地改良事業に関する各種技術基準について

1. 制定の目的・経緯

- 土地改良事業の実施に際し、計画策定、工事实施、施設管理の各段階において、技術的な観点から遵守・考慮すべき事項及びその内容について、土地改良事業計画設計基準、土地改良施設管理基準、指針、手引き等として制定。
- これらの技術基準については、社会・経済情勢の変化や科学技術の進歩に応じて随時改定。

【各種技術基準の制改定の流れ】



- ※1 大臣の諮問及び審議会の答申は、土地改良事業計画設計基準・土地改良施設管理基準の場合。
- ※2 審議会（農業農村振興整備部会）の付託及び技術小委員会の報告は、「食料・農業・農村政策審議会議事規則」第9条及び「農業農村振興整備部会における技術小委員会の設置について」の4に基づく。

2. 各種技術基準の内容

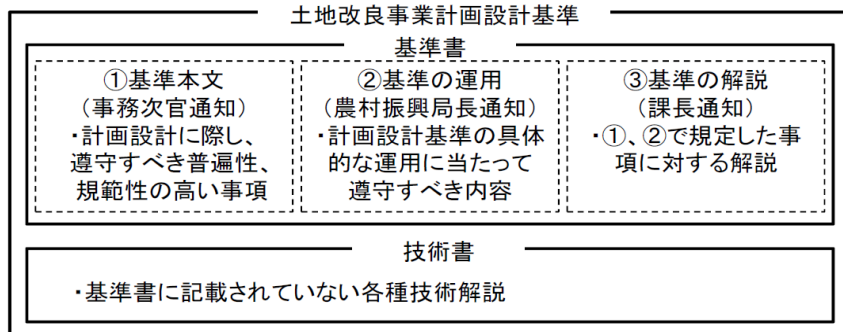
(1) 土地改良事業計画設計基準・土地改良施設管理基準

- 「計画設計基準」は、土地改良事業を適正かつ効率的に実施するために定めた技術基準。このうち、計画基準は遵守すべき調査・計画に関する基準を定めたものであり、設計基準は遵守すべき工事の設計及び施工の基準を定めたもの。
- 「施設管理基準」は、国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めたもの。

<構成>

- 計画設計基準・施設管理基準については、基準書及び技術書から構成。
- このうち基準書については、①基準本文（事務次官通知）、②基準の運用（農村振興局長通知）、③基準の解説（課長通知）から構成。（農業農村振興整備部会の答申については、上記①～③のうちの「①基準本文」を構成するもの。）

(参考) 土地改良事業計画設計基準の構成

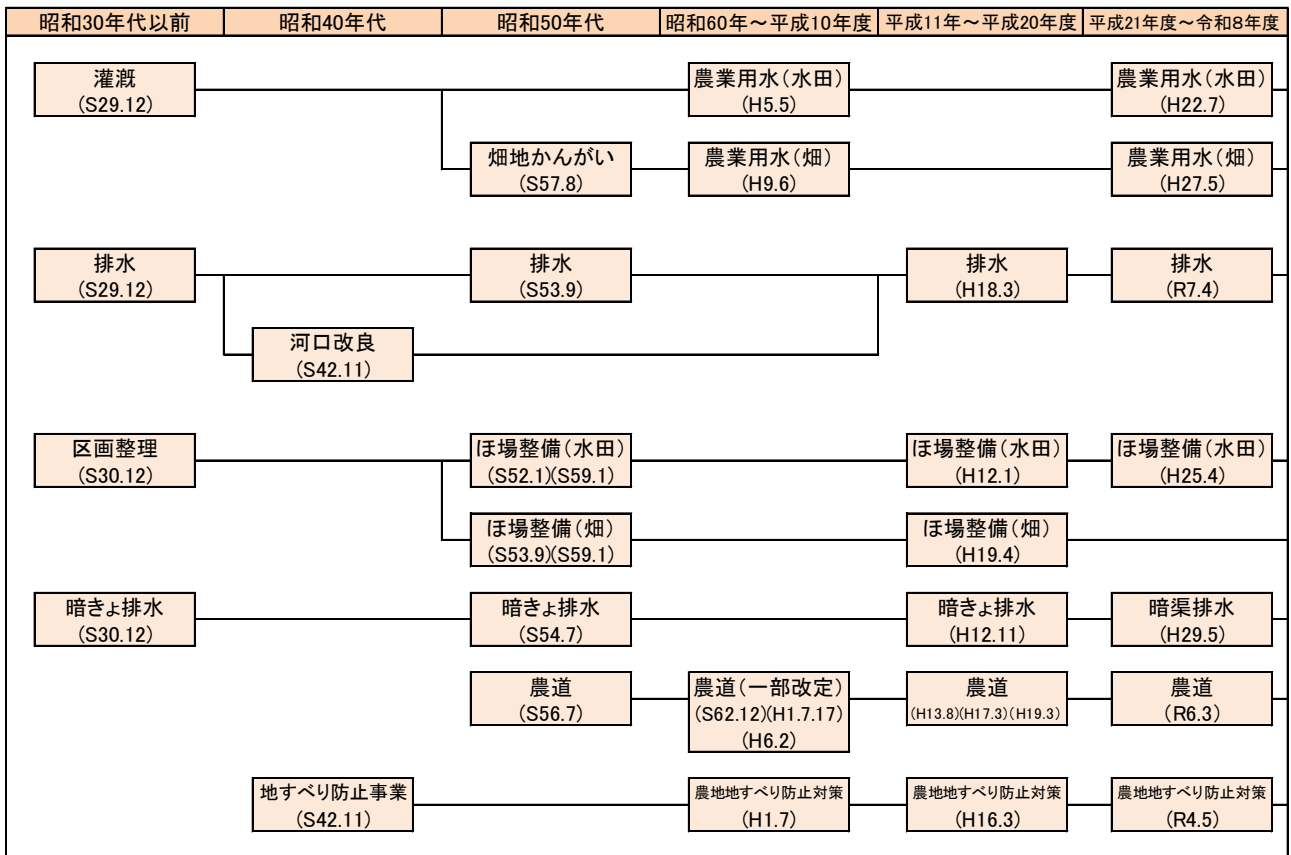


(2) その他の技術資料

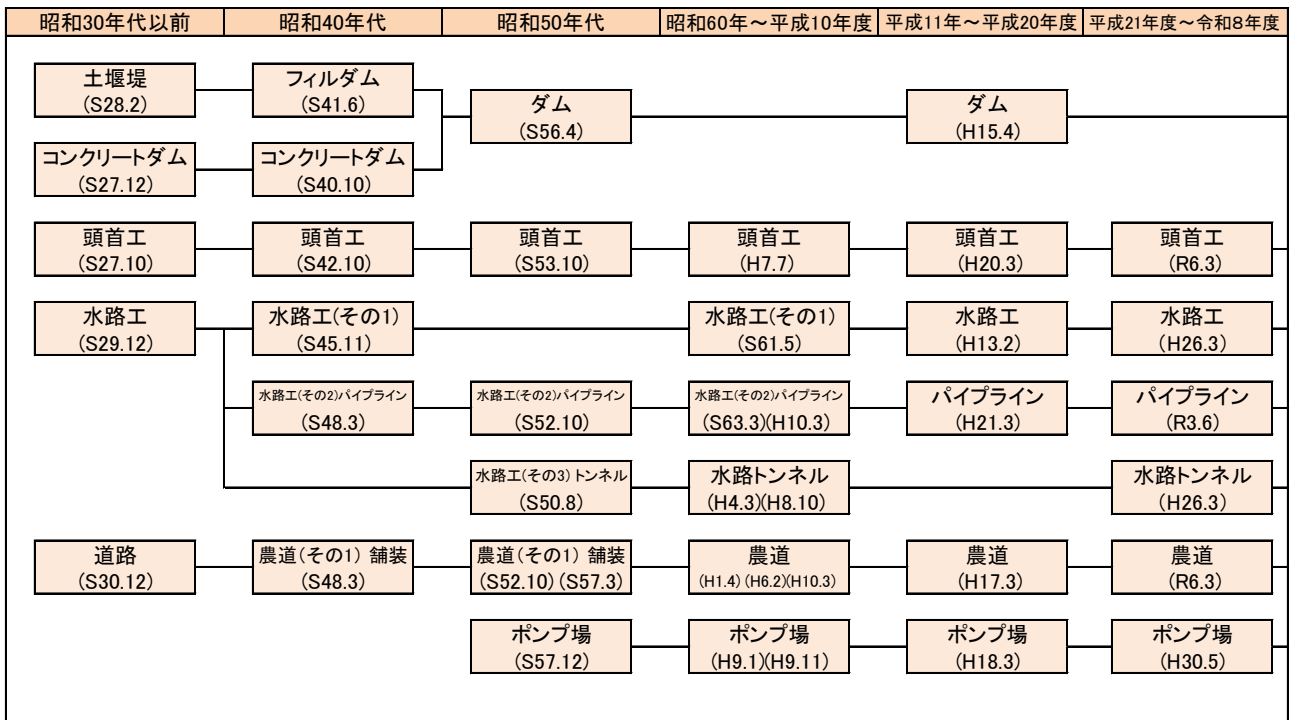
- 「指針」は、基準の一部についての詳述や開発段階にある技術等を内容とした技術参考資料。
- 「手引き」は、土地改良事業等の実施にあたり、新たな課題に対応する取組を実施するための基本的な考え方等についてとりまとめた技術参考資料。

3. 制改定状況

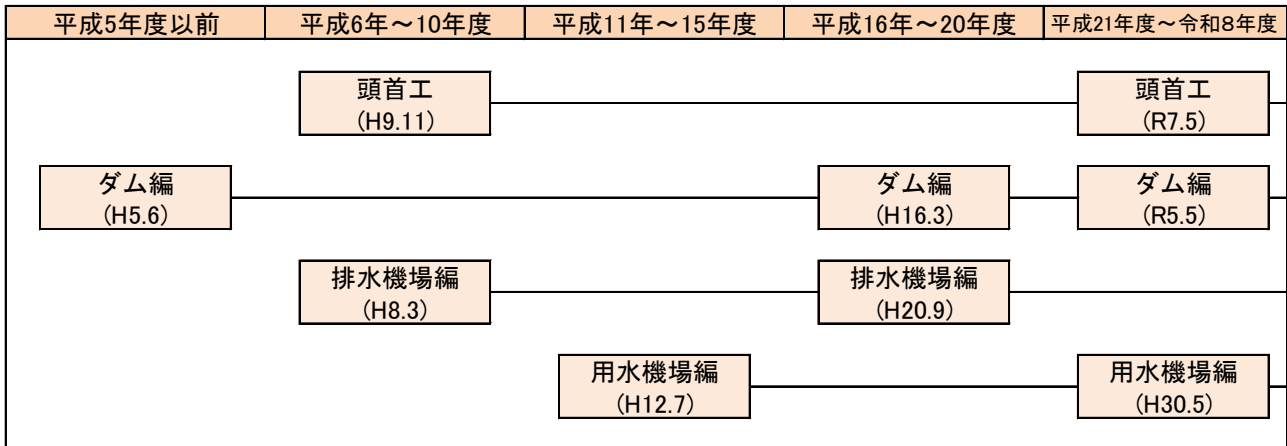
(1) 土地改良事業計画設計基準・計画



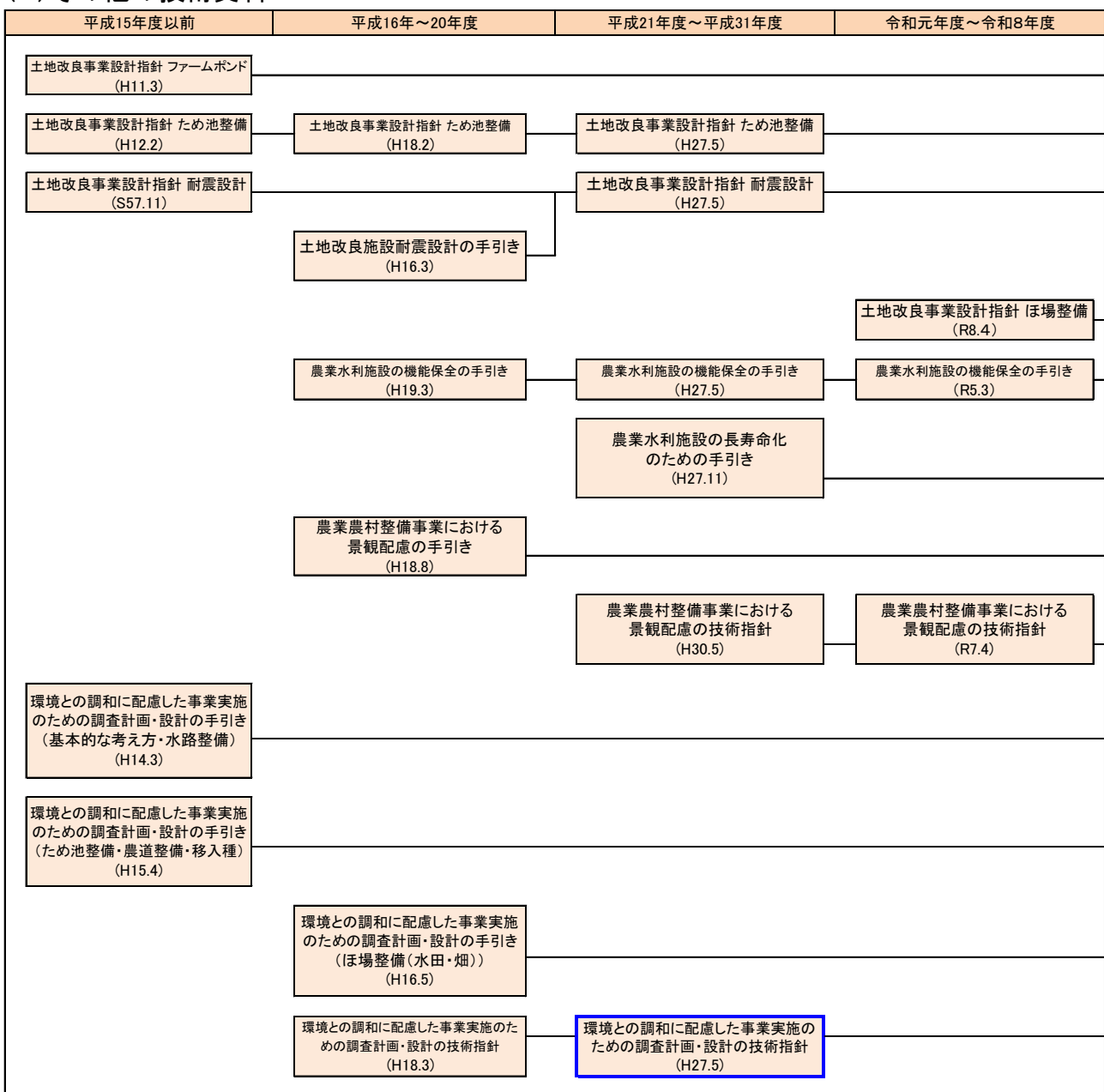
(2) 土地改良事業計画設計基準・設計



(3) 土地改良施設管理基準



(4) その他の技術資料



注1) 表中の年月は制改定年月

注2) は現在、技術小委員会で審議中